



福島医発第2253号(地)

平成21年 2月 2日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

救急活動における医師の消防防災ヘリコプターでの帰院について

標題の件につきまして、日本医師会より本会に対して通知がありました。

本通知は、消防本部等からの搭乗依頼に応じて消防防災ヘリコプターに搭乗した医師が、所属する医療機関以外の医療機関等へ傷病者搬送のため同乗した場合、搭乗した医師が帰院する際に、所属医療機関等へ消防防災ヘリコプターで搬送するよう、別添のとおり消防庁より各都道府県消防防災主管部長宛に通知が発出されているものです。

また、消防防災ヘリコプターを災害出動等、別の用途に使用する必要性が生じた場合及び搬送先医療機関での医師の引き継ぎ時間が長時間にわたる場合並びに帰院搬送中の事故時の取り扱い等については、医師搭乗協力を得る連携医療機関と消防防災ヘリコプターを保有する地方公共団体との間で協定を締結することが適当であるとしております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご丁知いただくとともに、関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

救急医療担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉



(地 I 188)

平成 21 年 1 月 15 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

石 井 正



救急活動における医師の消防防災ヘリコプターでの帰院について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局指導課長より本会に対し、総務省消防庁通知「救急活動における医師の帰院搬送について」の周知方依頼がありました。

本通知は、消防本部等からの搭乗依頼により消防防災ヘリコプターに医師が搭乗した場合においては、原則としてその医師が消防防災ヘリコプターに搭乗して所属医療機関等に帰院できるようにする仕組み（帰院搬送）を求めるものであります。

また、災害出動等消防防災ヘリコプターを別の用途に使用する必要性が報じた場合及び搬送先医療機関での医師の引き継ぎ時間が長時間にわたる場合、並びに帰院搬送中の事故時の取り扱い等については、消防防災ヘリコプターを保有する地方公共団体と医師搭乗協力を得る連携医療機関との間に協定を締結することが適当であるとしております。

本件については、厚生労働省医政局指導課長から各都道府県衛生主管部（局）長宛にも、別途通知がなされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。



消防組織法

(消防庁長官の助言、勧告及び指導)

第三十七条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

航空法

(離着陸の場所)

第七十九条 航空機(国土交通省令で定める航空機を除く。)は、陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(飛行の禁止区域)

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(搜索又は救助のための特例)

第八十一条の二 前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し搜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

医政指発第0108002号
平成21年1月8日

社団法人 日本医師会
石井常任理事 殿

厚生労働省医政局指導課長

救急活動における医師の帰院搬送について

標記について、別紙のとおり各都道府県衛生主管部(局)長あて通知しましたので、
貴会の関係者等に積極的な周知をお願いします。

(照会先)

厚生労働省医政局指導課

課長補佐 中谷

代表 5253-1111(内線 2554)

直通 3595-2194

別紙

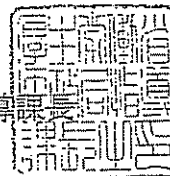


医政指発第0108001号

平成21年1月8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



救急活動における医師の帰院搬送について

標記について、別添のとおり総務省消防庁より通知が発出されました。

貴職におかれては、関係機関に周知するとともに、併せて、消防防災ヘリコプターへの医師の搭乗について、積極的に応じていただけるように医療機関へご指導願います。

別添



消 防 応 第 241号

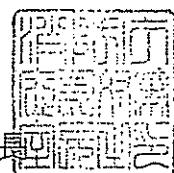
消 防 救 第 263号

平成20年12月26日

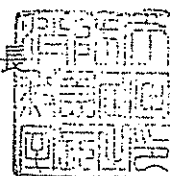
各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿
岡山市消防長

消防庁国民保護・防災部防災課

応急対策室長



消防庁消防・救急課救急企画室長



救急活動における医師の帰院搬送について

救急活動において、消防本部(消防本部を置かない町村においては町村。以下「消防本部等」という。)からの搭乗依頼により消防防災ヘリコプターに医師が搭乗した場合は、地域事情等の状況によっては、当該医師を所属医療機関等へ消防防災ヘリコプターで搬送する必要があります。

貴職におかれましては、搭乗医師の帰院搬送については下記により取り扱うこととし、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)に対しこの旨周知するようお願いいたします。また、このことについては、厚生労働省から各都道府県衛生主管部局あてに別途周知される予定です。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

消防防災ヘリコプターを保有する団体は、消防本部等からの搭乗依頼に応じて消防防災ヘリコプターに搭乗した医師が所属する医療機関以外の医療機関へ傷病者搬送した場合においては、原則として、当該医師を所属医療機関等へ消防防災ヘリコプターで搬送するよう努めることとする。

また、災害出動等、別の用途に使用する必要性が生じた場合及び搬送先医

療機関での医師の引き継ぎ時間が長時間にわたる場合並びに帰院搬送中の事故時の取り扱い等については、消防防災ヘリコプターを保有する団体と医師搭乗協力を得る連携医療機関との間に協定を締結することが適当であること。

なお、消防防災ヘリコプターによる搭乗医師の帰院搬送に対する航空法第81条の2の適用については、国土交通省航空局と現在協議中である。

(連絡先)

消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室

担当：大塚専門官・山本係長

電 話 03-5253-7527

FAX 03-5253-7537

消防庁消防・救急課救急企画室

担当：溝口専門官・小板橋係長

電 話 03-5253-7529

FAX 03-5253-7539